**令和３年８月１２日**

資料２

**集客施設への働きかけについて**

○対象期間：８月１４日（土）～緊急事態対策期間（８月３１日（火））

○特措法に基づかない協力依頼の対象となる施設（例示）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 施設例 | **働きかけの内容** |
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館　等 | 不要不急の外出自粛を徹底するとともに、施設に人が密集することを抑制するため、以下について働きかけるもの。・業種別ガイドラインを遵守すること。・施設の入場者の整理・誘導、人数管理・人数制限などを行うこと。・入場整理等を行っている旨をホームページ等を通じて広く周知すること。・ポイントデーなど、集客イベントの実施を自粛すること。・特に、感染が広がっている地域における大規模な集客施設では、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、営業日や営業時間の見直しを含め、感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと。 |
| 集会場等 | 集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール　等 |
| ホテル等 | ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。） |
| 博物館等 | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園　等 |
| 運動施設及び遊技場 | 体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター　等 |
| 遊興施設（※1） | カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場　等 |
| 物品販売業を営む店舗 | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗　等（生活必需物資を除く） |
| サービス業を営む店舗 | スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗　等（生活必需サービスを除く） |

（※1）遊興施設のうち、食品衛生法上の営業許可を取得している施設は、飲食店への営業時間短縮要請の対象。